

岐阜県在宅医療的ケア児等訪問看護支援事業費補助金交付要綱

(総則)

第1条 県は、障がい児者の福祉の向上を図るため、健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者（以下「指定訪問看護事業者」という。）が、高度な医療的ケアを要する在宅障がい児者を対象として行う長時間の訪問看護事業の運営（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内で、岐阜県在宅医療的ケア児等訪問看護支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県社会福祉法人の助成の手続に関する条例（昭和47年岐阜県条例第9号）及び岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「高度な医療的ケアを要する在宅障がい児者」とは、県内で在宅生活を送る障がい児者、遷延性意識性障がい児者及び運動ニューロン疾患患者（筋萎縮性側索硬化症、脊髄性筋萎縮症等）のうち、別表1医療的ケア（診療の補助行為）の欄に掲げる状態に該当し、同表の基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数が10点以上の者をいう。

2 この要綱において、「長時間訪問看護」とは、訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法（平成20年厚生労働省告示第67号）に定める訪問看護基本療養費を算定する訪問看護のうち、1時間30分を超えて実施するもの（長時間訪問看護加算を算定するものを除く。）をいう。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、高度な医療的ケアを要する在宅障がい児者に対して長時間訪問看護を実施した指定訪問看護事業者とする。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助事業者となることができない。

- 一 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- 二 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- 三 役員等が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人等
- 四 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- 五 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又はその属する法人若しくは第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している個人又は法人等
- 六 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- 七 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有し

ている個人又は法人等

- 八 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して
いる個人又は法人等

(対象経費及び補助金の額の算定方法)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「対象経費」という。)は、別表2のとおりとする。

- 2 補助金の額は、別表2に定める補助金の基準額に長時間訪問看護に係る日数を乗じて得た額から別表3に定める自己負担額に当該長時間訪問看護に係る日数を乗じて得た額を控除した額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 申請額内訳書(別紙(1))
 - 二 事業実施予定表(別紙(2))
 - 三 歳入歳出予算書抄本
 - 四 その他参考資料
医療的ケアの判定書(別紙(4))
- 3 申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(補助金の変更交付申請)

第7条 補助金の交付決定後の事情の変更により、申請額に変更が生じた場合であって、当該変更にかかる申請を行う場合は、速やかに別記第2号様式を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の申請書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。
- 一 申請額内訳書(変更後)(別紙(1))
 - 二 事業実施予定表(変更後)(別紙(2))
 - 三 歳入歳出予算書抄本
 - 四 その他参考資料

(補助金の交付の決定)

第8条 知事は、第6条に規定する補助金交付申請書又は前条に規定する補助金変更交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付を決定したときは、別記第3号様式又は別記第4号様式により当該決定を補助事業者に通知するものとする。

(届出事項)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに文書により知事に届け出なければならない。

- 一 住所又は氏名を変更したとき。
- 二 その他知事が必要と認めたとき。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第5号様式のとおりとする。

2 実績報告書に添付する書類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 精算額内訳書（別紙（1））
- 二 実施状況報告（月別）（別紙（2））
- 三 歳入歳出決算書（見込書）抄本
- 四 その他参考資料
実施状況報告（日別）（別紙（3））
医療的ケアの判定書（別紙（4））

3 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日（廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して1月を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の額の確定等)

第11条 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定したときは、別記第6号様式により当該補助事業者に通知する。

(補助金の交付時期等)

第12条 知事は、規則第14条による額の確定後において補助金を交付するものとする。ただし、知事が、補助金の交付目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払により交付することができる。

(補助金交付請求書)

第13条 補助金の交付の請求書の様式は、別記第7号様式のとおりとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、実績報告後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、知事が別に定める方法により、速やかに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うものとする。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部に相当する金額の返還を当該補助事業者に命ずるものとする。

(暴力団の排除)

第15条 申請があった場合において、申請者が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事が交付決定をした後において、交付決定を受けたものが第4条の規定に該当することが明らかになったときは、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、規則第18条の規定により補助金

の返還を命ずるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第16条 規則第22条に規定する書類、帳簿等(以下「証拠書類等」という。)の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

2 補助事業者が法人その他の団体である場合であって、証拠書類等の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者(権利義務を承継する者がいない場合は知事)に当該証拠書類等を引き継がなければならない。

附 則(令和4年3月24日医福第1019号)

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表1 (第2条関係)

医療的ケア (診療の補助行為)	基本スコア		基本スコア	見守りスコア			見守りスコアの基準 (目安)		
	日中	夜間		高	中	低	見守り高の場合	見守り中の場合	見守り低の場合 (0点)
1 人工呼吸器 (鼻マスク式補助換気法、ハイフローセラピー、間歇的陽圧吸入法、排痰補助装置、高頻度胸壁振動装置を含む) の管理 注) 人工呼吸器及び括弧内の装置等のうち、いずれか一つに該当する場合にカウントする。		<input type="checkbox"/>	10点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発呼吸がない等のために人工呼吸器抜去等の人工呼吸器トラブルに対して直ちに対応する必要がある場合 (2点)	直ちにはないがおおむね15分以内に対応する必要がある場合 (1点)	それ以外の場合
2 気管切開の管理 注) 人工呼吸器と気管切開の両方を持つ場合は、気管切開の見守りスコアを加点しない。(人工呼吸器10点+人工呼吸器見守り0~2点+気管切開8点)		<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発呼吸がほとんどない等ために気管切開カニューレ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合 (2点)		それ以外の場合
3 鼻咽頭エアウェイの管理		<input type="checkbox"/>	5点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	上気道狭窄が著明なためにエアウェイ抜去に対して直ちに対応する必要がある場合 (1点)		それ以外の場合
4 酸素療法	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	酸素投与中止にて短時間のうちに健康及び患者の生命に対して悪影響がもたらされる場合 (1点)		それ以外の場合
5 吸引 (口鼻腔・気管内吸引)		<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により吸引の実施が困難な場合 (1点)		それ以外の場合
6 ネブライザーの管理	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	3点	/					
7 経管栄養	(1) 経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃腸腸管、腸瘻、食道瘻	<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により栄養管を抜去する/損傷させる可能性がある場合 (2点)		それ以外の場合
	(2) 持続経管注入ポンプ使用	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により注入ポンプを倒す可能性がある場合 (1点)		それ以外の場合
8 中心静脈カテーテルの管理 (中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など)		<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により中心静脈カテーテルを抜去する可能性がある場合 (2点)		それ以外の場合
9 皮下注射 注) いずれか一つを選択	(1) 皮下注射 (インスリン、麻薬など)	<input type="checkbox"/>	5点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により皮下注射を安全に実施できない場合 (1点)		それ以外の場合
	(2) 持続皮下注射ポンプ使用	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により持続皮下注射ポンプを抜去する可能性がある場合 (1点)		それ以外の場合
10 血糖測定 (持続血糖測定器による血糖測定を含む) 注) インスリン持続皮下注射ポンプと持続血糖測定器とが連動している場合は、血糖測定の項目を加点しない。		<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	血糖測定とその後の対応が頻回に必要な可能性がある場合 (1点)		それ以外の場合
11 継続的な透析 (血液透析、腹膜透析を含む)		<input type="checkbox"/>	8点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により透析カテーテルを抜去する可能性がある場合 (2点)		それ以外の場合
12 導尿 注) いずれか一つを選択	(1) 利用時間中の間欠的導尿	<input type="checkbox"/>	5点	/					
	(2) 持続的導尿 (尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ)	<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により持続的導尿カテーテルを抜去する可能性がある場合 (1点)		それ以外の場合
13 排便管理 注) いずれか一つを選択	(1) 消化管ストーマ	<input type="checkbox"/>	5点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	自発運動等により消化管ストーマを抜去する可能性がある場合 (1点)		それ以外の場合
	(2) 摘便、洗腸	<input type="checkbox"/>	5点	/					
	(3) 洗腸	<input type="checkbox"/>	3点	/					
14 痙攣時の 坐剤挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 注) 医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往がある場合		<input type="checkbox"/>	3点	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	痙攣が10分以上重積する可能性や短時間のうちに何度も繰り返す可能性が高い場合 (2点)		それ以外の場合

※基本スコアは、日中又は夜間のスコアのうち、高い方の点数で算定する。

別表2 (第5条関係)

対象経費	補助金の基準額
長時間訪問看護に係る移動等、訪問看護の運営に必要な経費	利用者1人当たりサービス提供を行った日につき 5,200円

別表3（第5条関係）

対象区分	自己負担額
義務教育就学前	利用者1人当たりにサービス提供を行った日につき 1,040円
義務教育就学後	利用者1人当たりにサービス提供を行った日につき 1,560円

※義務教育就学前とは、6歳に達する日（誕生日の前日）以降の最初の3月31日までの期間をいう。